

南極 OB 会則運用規程

第1章 会員

第1条 「ふじ」、「しらせ」の乗組員は職域幹事の推薦により会員となる。

第2章 情報連絡

第2条 会員・会友への情報連絡は、南極 OB 会会報、ホームページ、電子メール、文書送付（ファックスを含む）等とする。

第3章 会費等

第3条 会費は、当分の間、徴収しない。

第4条 情報連絡を受けようとする者は、通信費として個人にあっては年額3,000円、団体にあっては10,000円を収める。

第4章 総会

第5条 総会は、ミッドウインター祭の日に開催する。

第5章 事業および会計

第6条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日とする。

第7条 総会日までの事業計画・予算は、前年度の総会で承認された事業計画・予算に準じて執行する。

第6章 支部

第8条 支部は次の18支部とする。

北海道、青森、宮城、秋田、茨城、新潟、北陸、信州、東海、京都、阪奈和、兵庫、山陰、岡山、山陽、高知、九州、沖縄（都道府県コード表に準ずる）

第9条 支部は支部ごとに細則を定めることができる。

第7章 委員会

第10条 本会に、次の委員会を置く。

- ・運営委員会
- ・広報委員会
- ・記念事業継続委員会
- ・アーカイブ委員会
- ・南極教室委員会
- ・企画委員会
- ・編集委員会

第8章 事務局

第11条 事務局に事務局員（非常勤）をおくことができる。

第12条 会員・会友の訃報が入ったときは、弔電等を送ることができる。

第9章 補足

第13条 この運用規程は、運営委員会で審議し、総会の承認を得て行うことができる。

付 則

この運用規程は、2007年11月8日から施行する。

この運用規程（改正）は、2008年11月27日から施行する。

この運用規程（改定）は、2014年6月22日から施行する。

この運用規程（改正）は、2021年6月19日から施行する。